

イノシシを原料とするたん白質の飼料としての利用（案）

平成 27 年 12 月 22 日

1 これまでの経緯

- （1）牛豚の肉骨粉等は、たん白質に富む原料として飼料に利用されてきたが、平成 13 年 9 月に我が国で BSE が発生した後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）により動物由来たん白質を含む飼料の製造・販売等が禁止された。
- （2）その後、非反すう獣である豚及び家きん由来のたん白質については豚、鶏、養殖水産動物等を対象とする飼料（以下「豚等用飼料」という。）の原料として、牛に由来するたん白質は養殖水産動物等を対象とする飼料の原料として利用を順次再開してきたが、イノシシを原料とするたん白質（以下「イノシシ由来たん白質」という。）については、引き続き飼料原料としての利用が禁止されてきたところである。
- （3）一方で、近年、野生鳥獣による農作物への被害の拡大に伴い、イノシシの捕獲頭数が急増しており、有害鳥獣として捕獲された個体等の処理が喫緊の課題となっていることから、イノシシ由来たん白質を飼料原料として利用することについて検討した。

2 利用再開の検討

- （1）イノシシは、豚と同様、イノシシ科イノシシ属イノシシ種に属する亜種であり、これまでプリオン病の存在は確認されていない。
- （2）また、豚の B S E 感染・伝達リスクについては、「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」（平成 16 年 6 月 24 日、食品安全委員会）において、「現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において B S E に感染し、B S E を伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考えられる」とされている。
- （3）なお、現在、動物由来たん白質を家畜用の飼料に利用するに当たっては、牛の特定危険部位等の混入を防止するとともに、牛用飼料への動物由来たん白質

等の混入を防止する観点から、原料の分別収集、製造ラインの分離及び原料供給管理票添付の義務付けによる分別管理が徹底されている。

よって、食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）に基づく食肉処理業の許可を受けてイノシシを処理する施設（以下「獣肉処理施設」という。）からの残さや有害鳥獣として捕獲された個体から製造したイノシシ由来たん白質を豚等用飼料の原料として利用する場合にも、同様に分別管理を行う必要がある。

3 今後の対応（案）

（1） これらを踏まえ、イノシシを豚と同等に使用できるとして、以下の豚に由来するたん白質にイノシシに由来するたん白質を含んでもよいものとする。

① 豚、鶏又はうずら、養殖水産動物及び蜜蜂を対象とする、豚若しくは馬に由来する血粉又は血しょうたん白

② 豚、鶏又はうずら及び養殖水産動物を対象とする、

ア 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉

イ 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しょうたん白

③ 養殖水産動物を対象とする、

ア 牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しょうたん白

イ 牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉

（2） その際、大臣確認制度も含めた肉骨粉製造事業場等における既存の分別管理に加え、原料の分別収集について以下の管理措置を導入する。

① 獣肉処理施設を経る場合

ア イノシシの解体加工処理の段階で、他の野生鳥獣に由来するたん白質の混入を防止するため、原料の分別収集及び解体加工処理ラインの分離等が講じられているかの事前確認、豚原料以外が混入していないこと等を確認する確認責任者の設置並びに供給管理票の添付を行う。

また、イノシシ専用の器具、作業着、靴等を使用する。

イ 解体処理後の残さについて、イノシシ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう、獣肉処理施設において適切に分別保管を行うとともに、飼料利用に適するものと不適のものを分別し、適するもののみ飼料

利用する。

また、レンダリング施設への輸送時には、イノシシ専用の輸送容器を用いる。

ウ レンダリング事業者は、原料受入段階で、供給管理票と目視により原料を確認する。

②獣肉処理施設を経ない場合

ア 獣肉処理施設を経ずにレンダリング施設に直接持ち込まれるイノシシについては、イノシシ以外の動物の混入がないことが目視で確認できるもののみを受け入れる。また、その輸送に当たっては、イノシシ以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう専用の輸送容器を用いるか、輸送前後に十分に洗浄する。

イ レンダリング事業者は、原料受入段階で、目視により原料を確認する。

(3) 大臣確認は、これまでと同様、飼料の製造業者が独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）を経由して農林水産大臣に対し申請するものとし、FAMIC は、申請を受理した場合には、立入検査により審査を行うものとする。

(4) また、家畜衛生上のリスクであるその他の家畜の伝染性疾病の管理措置として、通常的肉骨粉等の製造処理工程に加え、既に死亡していたイノシシや、外見及び挙動に異常が認められたイノシシは飼料利用しないこととするとともに、イノシシを受け入れる者は、狩猟者から異常がなかった旨確認する。

(5) なお、その他、銃弾の残留による鉛汚染や放射性物質汚染がリスクとして考えられるが、以下の措置により管理する。

①獣肉処理施設又は狩猟者により、銃弾又は着弾部位を除去する

②出荷制限地域で駆除されたイノシシ（食用を除く）は、飼料原料として利用しない

4 今後の進め方

(1) 農業資材審議会飼料分科会の答申が得られた後、食品安全委員会にリスク評価を依頼し、その結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で省令等を改正する。

(2) 狩猟者、獣肉処理事業者及びレンダリング事業者向けのマニュアルを作成し、関係者へ周知した上で、原料の分別収集等に係る新たな管理措置を導入する。

イノシシを原料とするたん白質の 飼料としての利用(案)

平成27年12月

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課

動物由来たん白質に関する規制の現状

現状では、非反すう動物である豚や家きんに由来するたん白質を豚・鶏・養魚用飼料の原料として利用。一方で、イノシシを原料とするたん白質については、引き続き飼料原料としての利用が禁止。

由来動物 \ 用途		飼料				(参考) 肥料
		牛用	豚用	鶏用	養魚用	
牛	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	×	×	×	○	○
	血粉、血しょうたん白					
	SRM※				×	×
豚	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	×	○	○	○	○
	血粉、血しょうたん白	×	○	○	○	○
鶏	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、羽毛粉	×	○	○	○	○
	血粉、血しょうたん白	×	○	○	○	○
魚	魚粉	×	○	○	○	○

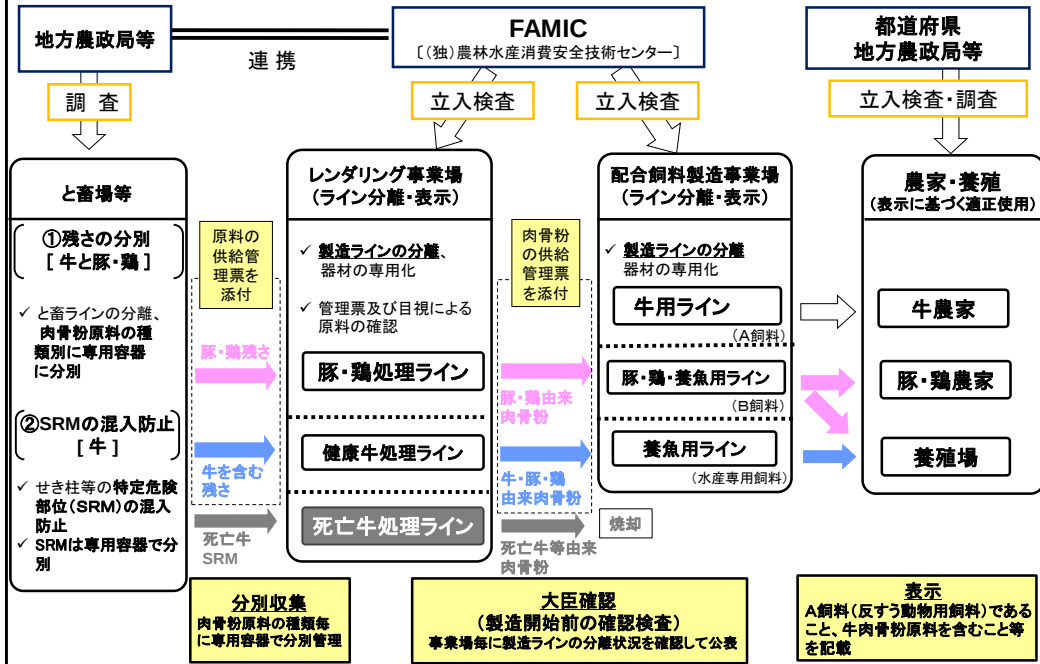
※ SRMの範囲: (全月齢)扁桃、回腸遠位部
(30か月齢超)頭部[脳、眼など]、脊髓、脊柱

○:利用可能、×:利用禁止

動物由来たん白質の原料及び製造方法

動物由来たん白質の種類	原 料	製造方法等
肉骨粉 	食品として利用可能な部位 （の残さ）：肉、内臓、脂肪 組織、骨、皮原料	原料を粉碎後、加熱・圧搾し、油脂 を抽出した後の残さを乾燥・粉碎
加水分解たん白	（蒸製骨粉は骨のみを原料） ※牛由来原料に、SRM、死亡牛は 含まない	原料を粉碎後、亜臨界水等で加水分 解処理させ、乾燥・粉碎
蒸製骨粉		原料を加圧蒸煮・圧搾した残さを乾 燥・粉碎
血粉 	血液	と殺時の血液を加熱・凝固させ、脱 水・乾燥
血しょうたん白		と殺時の血液から血球を除いた血 しょうを噴霧乾燥

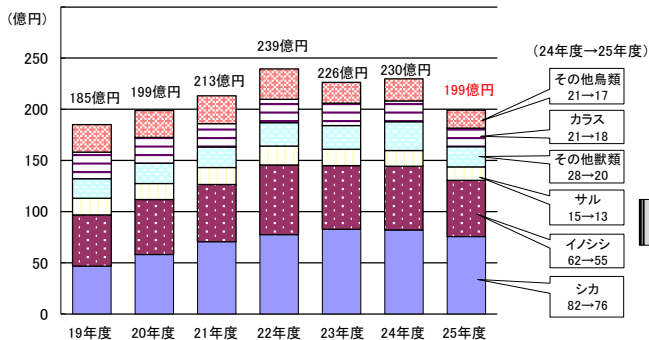
動物由来たん白質の飼料利用に当たってのリスク管理措置



野生鳥獣による農作物の被害状況

- 野生鳥獣による農作物被害のうち、全体の7割がシカ、イノシシ、サルによるもの。特に、シカ、イノシシの被害の増加が顕著。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響。

○ 農作物被害額の推移



- ・調査を始めた平成11年度から農作物被害額は200億円前後で推移。
- ・シカ、イノシシ、サルの被害が全体の約7割を占める。
- ・ほぼ全県でシカ、イノシシ、サルの合計被害額が1千万円以上。(うち1億円以上が32道府県(H25年度))
- ・被害額の大きい都道府県は、北海道、福岡県、長野県、宮崎県、兵庫県など。

鳥獣被害の深刻化の要因

— 以下の要因が複合的に関係 —

生息域の拡大
(少雪傾向も関係)

+

狩猟による捕獲圧の低下
(狩猟者の減少・高齢化)

+

耕作放棄地の増加、過疎化・
高齢化等に伴う人間活動の低下

捕獲鳥獣の利活用

- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されている一方で、捕獲鳥獣を地域の資源として有効活用する観点から、その食肉を利活用する取組が全国的に増加傾向。

○ 捕獲鳥獣の処分の状況

- ・捕獲現場等での埋設処理
..... 約8割
- ・ゴミ焼却場等で焼却処理
..... 約5割
- ・食肉利用
..... 約1割

(30市町村に対し、捕獲獣の処理方法についての聞き取り調査(複数回答可))

○ 処理加工施設の整備状況

近年、捕獲した鳥獣の処理加工施設の整備に対する関心の高まりとあわせて、処理加工施設の整備も全国で増加傾向。

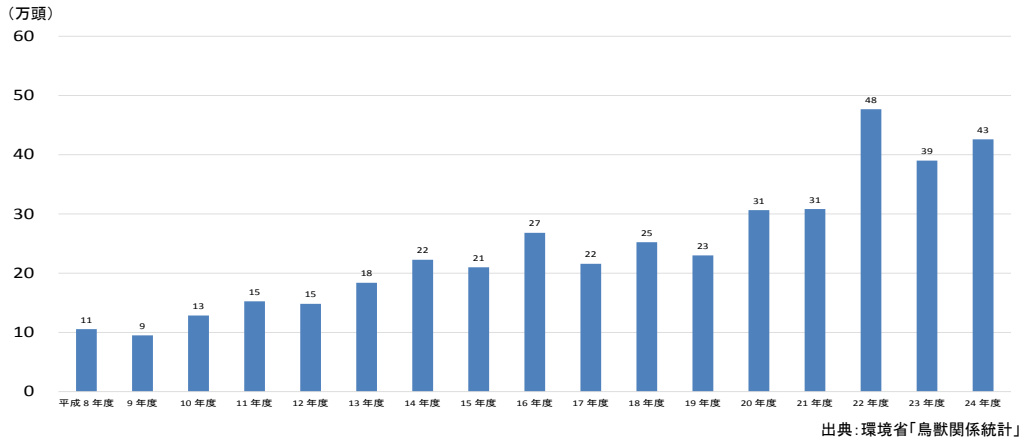
42カ所(平成20年12月)



172カ所(平成27年6月)
(都道府県からの聞き取り)



イノシシの捕獲頭数の推移等



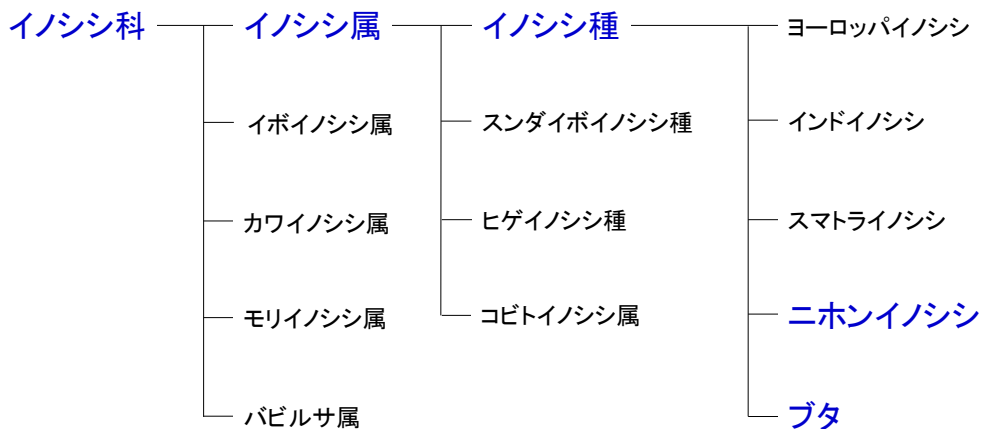
鳥獣の捕獲に関する自治体の現状（アンケート回答）

- ・ 殺処分後の個体の埋設場所がない
- ・ 処分方法は、埋設を主にしていたが、大量の頭数を捕獲するため、埋設にも限度があり、高齢化に伴う埋設への労力も負担となっている
- ・ 捕獲後の処分に係る費用が莫大になってきている

※環境省「鳥獣の個体数管理に関する実例集」より抜粋

イノシシの分類学上の位置

- イノシシは、豚と同様、イノシシ種に属する亜種であり、これまでプリオン病の存在は確認されていない。



出典:新編 畜産大辞典(株式会社養賢堂)

ブタ由来たん白質の飼料利用(1)

「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」
(平成16年6月24日 食品安全委員会)

現在の知見では、豚及び家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考えられる。

ブタ由来たん白質の飼料利用(2)

「第8回BSEに関する技術検討会及び第3回BSE防疫委員会合同会議の結果概要について」
(平成13年10月17日 生産局畜産部)

今後の血粉及び血しょう蛋白の取扱いについては、豚や鶏のみに由来するものであればリスクはないと考えられるが、牛由来の蛋白の混入がないことを担保する措置が不可欠である。この措置を行った上で、コンセンサスが得られれば、豚や鶏のみに由来する血粉及び血しょう蛋白は、飼料に使用して差し支えないとの助言を得た。

BSEの清浄化の進展

1. BSEの発生状況

- と畜牛や死亡牛の検査が実施されており、平成14年1月生まれの牛以降、13年間以上発生なし
⇒ SRM除去や飼料規制の徹底により、BSEリスクは確実に低下
- 世界的にもBSE発生頭数は大きく減少

2. リスク評価

- 平成25年5月、OIEにより無視できるBSEリスク国のステータスに認定

3. 飼料規制の遵守状況

- 飼料工場の製造ライン分離の規制を始めてから、牛用飼料への肉骨粉等の混入事例なし
- 農家が豚や鶏の肉骨粉を含む飼料を牛へ誤用・流用した違反事例なし

イノシン由来たん白質に関する規制の見直し案

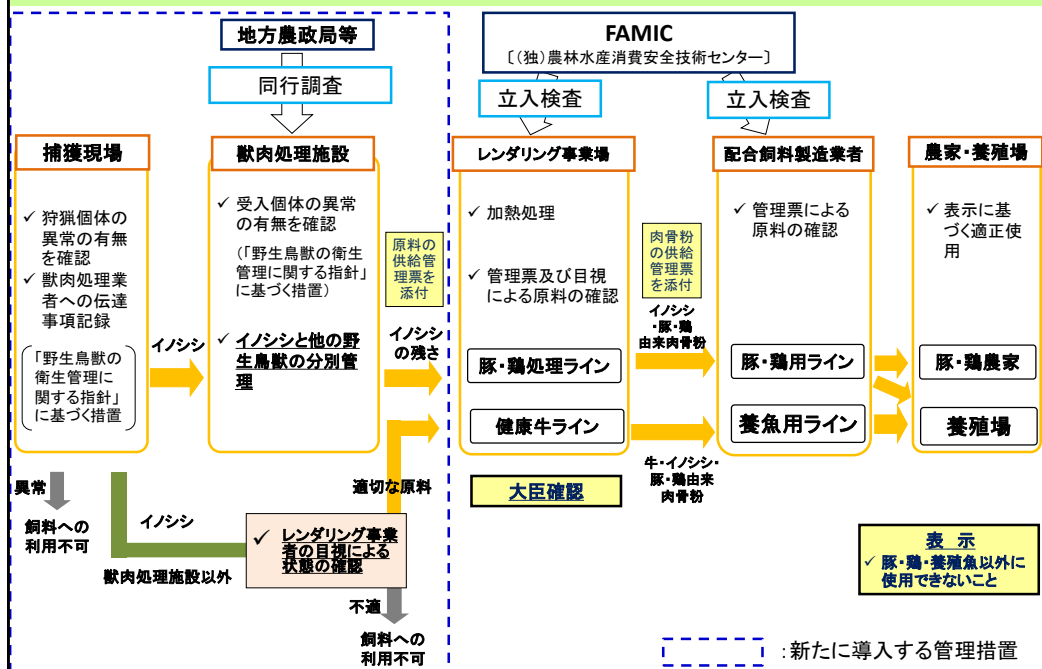
- BSE等のリスクを考慮しつつ、イノシンを原料とするたん白質について、豚由来たん白質と同様に、豚・鶏・養魚用飼料の原料として利用できるよう見直し。

由来動物 \ 用途		飼料			
		牛用	豚用	鶏用	養魚用
牛	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	×	×	×	○
	血粉、血しょうたん白				×
	SRM※				
豚 (イノシンを含む)	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	×	○	○	○
	血粉、血しょうたん白	×	○	○	○
鶏	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、羽毛粉	×	○	○	○
	血粉、血しょうたん白	×	○	○	○
魚	魚粉	×	○	○	○

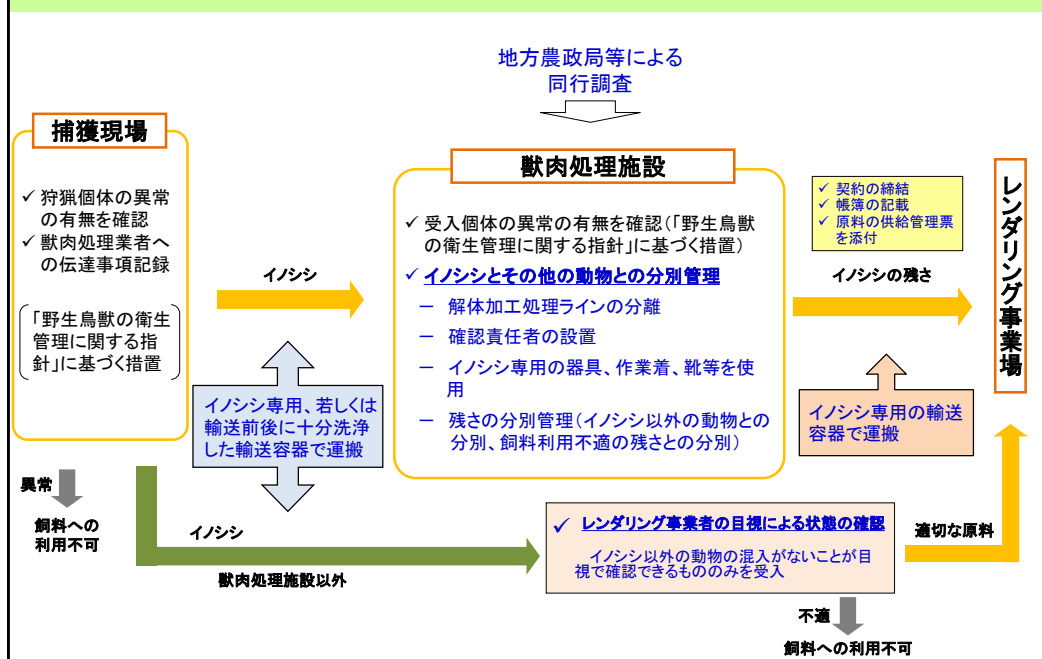
※ SRMの範囲：（全月齢）扁桃、回腸遠位部（30か月齢超）頭部[脳、眼など]、脊髓、脊柱

○：利用可能、×：利用禁止

イノシシ由来たん白質の飼料利用に当たっての管理措置(案)

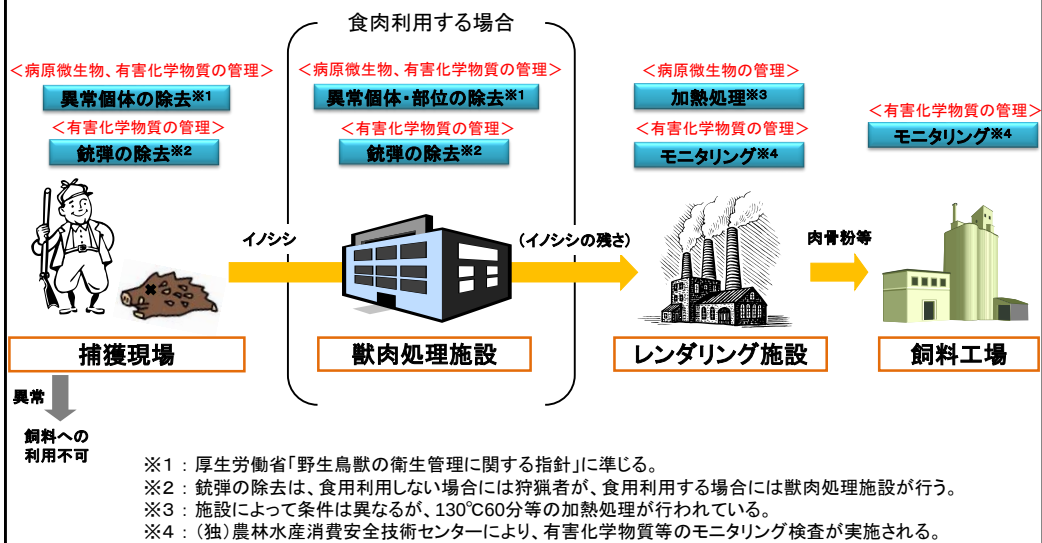


新たに導入する管理措置案の詳細



BSE以外の管理措置案の概要

- イノシシを飼料利用するに当たっては、異常のある個体の排除、レンダリング施設における加熱処理等、飼料の安全確保の取組が行われる。



家畜の伝染性疾患の管理措置案(1)

- 家畜伝染病や届出伝染病を始めとしたイノシシに感染する伝染性疾患の管理措置として、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に準じ、既に死亡しているイノシシや異常を示すイノシシを肉骨粉の原料から排除することに加え、レンダリング処理が行われる。

	原因	疾病名	死滅条件	管理措置(案)
家畜伝染病	ウイルス	牛疫、口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病	80℃、15分 炭疽、気腫疽については、中心部が121℃、2気圧、15分以上	・既に死亡しているイノシシ及び異常を示すイノシシの排除 ・レンダリング処理
	細菌	炭疽、出血性敗血症、ブルセラ病		
届出伝染病	ウイルス	オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水疱疹、豚流行性下痢、ニパウイルス感染症		
	細菌	類鼻疽、気腫疽、レプトスピラ症、サルモネラ症、野兔病、萎縮性鼻炎、豚丹毒、豚赤痢		
	原虫	トキソプラズマ病		

家畜の伝染性疾病の管理措置案(2)

- 「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」に準じ、狩猟・駆除しようとする又は狩猟・駆除したイノシシが以下の異常を示す場合は、飼料利用しないものとするとともに、イノシシを受け入れる者は、狩猟者から異常がなかった旨確認する。

(1)既に死亡しているもの

(2)外見及び挙動に以下に掲げる異常が見られる場合

- ①足取りがおぼつかないもの
- ②神経症状を呈し、挙動に異常があるもの
- ③顔面その他に異常な形(奇形・腫瘤等)を有するもの
- ④ダニ類等の外部寄生虫の寄生が著しいもの
- ⑤脱毛が著しいもの
- ⑥痩せている度合いが著しいもの
- ⑦大きな外傷が見られるもの
- ⑧皮下に膿を含むできもの(膿瘍)が多くの部位で見られるもの
- ⑨口腔、口唇、舌、乳房、ひづめ等に水ぶくれ(水疱)やただれ(びらん、潰瘍)等が多く見られるもの
- ⑩下痢を呈し、尻周辺が著しく汚れているもの
- ⑪その他、外見上明らかな異常が見られるもの

銃弾の管理措置案

銃弾

- イノシシ猟に使用される銃弾の大部分は鉛製であることから、飼料の鉛汚染を防止するため、以下の管理措置を新たに実施。
- なお、飼料中の鉛については、管理基準が定められているところ。



鉛製の銃弾
左:ライフル弾
中:スラッグ弾
右:散弾(6粒弾、9粒弾)

管理措置案

- ① 獣肉処理施設に運搬・処理されたイノシシの残さは、当該施設において銃弾または着弾部位を除去するとともに、その旨レンダリング施設に伝達する。
- ② 狩猟者が直接レンダリング施設に持ち込む個体は、狩猟者が銃弾または着弾部位を除去する(過去に受けた銃創が認められた場合にも、同様に措置する)とともに、その旨レンダリング施設に伝達する。

放射性物質の管理措置案

放射性物質

- 野生のイノシシを飼料原料として使用するに当たり、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う飼料の放射性物質汚染を防止するため、以下の管理措置を新たに実施。
- なお、飼料中の放射性セシウムについては、暫定許容値が定められているところ。

管理措置案

- ① 食用の残さ及び出荷制限対象以外の地域において駆除されたイノシシについては、飼料原料としての利用を可能とする。
- ② 出荷制限対象地域において駆除されたイノシシについては、飼料原料として利用しないこととする。

イノシシ由来たん白質の飼料利用に伴う省令等の改正の概要（案）

農業資材審議会及び食品安全委員会における審議結果並びにパブリックコメントの結果を踏まえて、関係省令及び通知の改正を行う。

1 省 令

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令

別表第1の2において、以下の見直しを行う。

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格（2の(1)）

現行では、家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質を含んではならないとされている。

一方、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料（以下、「豚鶏用飼料」という。）は、この規定に関わらず、農林水産大臣の確認を受けた「確認済豚血粉等」、「確認済豚肉骨粉等」、「確認済原料混合肉骨粉等」、「確認済チキンミール等」、「確認済家さん加水分解たん白質等」、「確認済魚介類由来たん白質」、「食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの」については含むことができるとされている。養殖水産動物を対象とする飼料（以下、「養魚用飼料」という。）は、これらに加えて「確認済牛血粉等」及び「確認済牛肉骨粉等」も含むことができるとされている。また、蜜蜂を対象とする飼料（以下、「蜜蜂用飼料」という。）は、「確認済豚血粉等」、「確認済チキンミール等」及び「確認済魚介類由来たん白質」を含むことができるとされている。

今回の見直しに伴い、豚鶏用飼料、養魚用飼料及び蜜蜂用飼料としての

① 「確認済豚血粉等」

豚鶏用飼料及び養魚用飼料としての

② 「確認済豚肉骨粉等」

③ 「確認済原料混合肉骨粉等」

養魚用飼料としての

④ 「確認済牛血粉等」

⑤ 「確認済牛肉骨粉等」

において、「豚」由来の原料に「イノシシ」由来の原料を含むことができるよう規程を改正する。

【参考】現行の規定

- ① 「確認済豚血粉等」: 豚若しくは馬に由来する血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたこ

とについて農林水産大臣の確認を受けたもの

- ② 「確認済豚肉骨粉等」：豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの
- ③ 「確認済原料混合肉骨粉等」：豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しょうたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの
- ④ 「確認済牛血粉等」：牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸（けい）椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘（きよく）突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜（りょう）及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの
- ⑤ 「確認済牛肉骨粉等」：牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造、使用、保存及び表示の方法の基準（2の(2)～(5)）

現行の規定に同じ（改正の必要なし）。

2 通知

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）

製造する際に農林水産大臣の確認手続を要する「確認済豚血粉等」「確認済豚肉骨粉等」「確認済原料混合肉骨粉等」「確認済牛血粉等」「確認済牛肉骨粉等」について、その「製造基準」及び「確認基準」にイノシシに係る事項を定め、これらに適合しているかについて農林水産大臣による確認を行うこととする。

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の抜粋

(昭和51年7月24日農林省令第35号)

第1条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第1に定めるところによる。

別表第1（第1条関係）

1 [略]

2 動物由来たん白質（ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。）又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

ア 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品並びに次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。
（ア）～（イ） [略]。

イ 次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
豚、鶏又はうずら	（ア） <u>豚若しくは馬に由来する血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</u> （イ） <u>豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であ</u>

	<u>つて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</u> (ウ) <u>豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しょうたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）</u> (エ) 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。） (オ) 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。） (カ) 魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。） (キ) 食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
養殖水産動物	(ア) <u>確認済豚血粉等</u> (イ) <u>確認済豚肉骨粉等</u> (ウ) <u>確認済原料混合肉骨粉等</u> (エ) 確認済チキンミール等 (オ) 確認済家きん加水分解たん白等 (カ) 確認済魚介類由来たん白質 (キ) 牛、豚、馬若しくは家きんに由来する<u>血粉又は血しょう</u>

	<u>たん白</u>(月齡が30月を超える牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。))の脊柱(背根神経節を含み、頸(けい)椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘(きよく)突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜(りょう)及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位(以下「牛の脊柱等」という。)が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済牛血粉等」という。) (ク) 牛、豚若しくは家きんに由来する<u>肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉</u>(牛の脊柱等が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済牛肉骨粉等」という。) (ケ) 食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
蜜蜂	(ア) 確認済豚血粉等 (イ) 確認済チキンミール等 (ウ) 確認済魚介類由来たん白質

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア 動物由来たん白質は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

イ 牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)は、動物由来たん白質を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければ

ばならない。

- (3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準
動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

- (4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準
動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

- (5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造(輸入)年月

(ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料(確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。)には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1～5 [略]

BSE関連の飼料規制

参考2

主な対象品目		由 来	給与対象			
			牛など	豚	鶏	養魚
動物性たん白質	ゼラチン及びコラーゲン(確認済のもの)	ほ乳動物	○	○	○	○
	乳、乳製品					
	卵、卵製品	家さん				
	血粉、血しょうたん白	牛 (SRMを除く。豚・馬・家さんとの混合を含む) (確認済のもの)	×	×	×	○
		豚、馬又は家さん (確認済のもの)	×	○	○	○
		豚・家さん混合 (確認済のもの)	×	○	○	○
		めん羊・山羊・しか	×	×	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉 (チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)	牛 (SRMを除く。豚・家さんとの混合を含む) (確認済のもの。)	×	×	×	○
		豚又は家さん (確認済のもの)	×	○	○	○
		豚・家さん混合 (確認済のもの)	×	○	○	○
		めん羊・山羊・しか	×	×	×	×
	魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの)	魚介類	×	○	○	○
	動物由来たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物・家さん・魚介類	×	○	○	○
動物性油脂	特定動物性油脂	ほ乳動物	○	○	○	○
	動物性油脂 (確認済のものであって牛などを含むもの。不溶性不純物 0.15%以下)	牛など (SRMを除く。）・豚・家さん	×	○	○	○
	動物性油脂 (確認済のものであって牛などを含まないもの。不溶性不純物 0.15%以下)	豚・家さん	△	○	○	○
	魚 油 (魚以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの)	魚介類	○	○	○	○
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物・家さん	×	×	×	×
その他	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)	ほ乳動物・家さん・魚介類	○	○	○	○
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)					

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる

注2 「SRM」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)のこと

注3 「確認済のもの」とは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと

注4 「豚・家さん混合」の原料は、動物種別に分別された原料を製造工程の原料投入口で混合したものに限る

注5 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる

注6 「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物 0.02%以下)のこと

注7 △は、ほ乳期子牛育成用代用乳配合飼料への使用はできない

注8 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外